

事務連絡
令和元年12月23日

各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

内定者のための「特定活動」に係る周知について

この度、別添のとおり出入国在留管理庁から、秋卒業の留学生や卒業後の就職活動により就職先が内定した留学生に対して、採用までの間、引き続き本邦での滞在を希望する際の在留資格に関し、事務連絡がありました。

つきましては、所轄又は所管の専修学校に周知いただき、就職を希望する留学生への指導等の就職支援に活用いただきますようお願いいたします。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00013.html

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
電話：03-5253-4111（内線 2915）

事 務 連 絡
令和元年12月16日

文部科学省高等教育局学生・留学生課 担当官 殿
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 担当官 殿
経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 担当官 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

内定者のための「特定活動」に係る周知について（依頼）

秋卒業の留学生や卒業後の就職活動により就職先が内定した留学生については、我が国における企業等の採用時期が4月である場合が多いことから、採用までの間引き続き本邦での滞在を希望する留学生に対しては、一定の要件の下で「特定活動」の在留資格により在留が認められているところ、今般、その対象者や提出資料等を法務省のホームページ (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00013.html) に掲載し、改めて周知することとしました。

つきましては、各教育機関や本邦において就職を希望する留学生又は留学生を雇用予定の企業等に対し、本取扱いを積極的に周知いただくよう御協力をお願いいたします。